介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスＡ事業運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会（以下「会」という。）が開設するローマンうえだ指定介護予防通所介護事業所および指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（通所型サービスＡ）（以下「事業」という。）の適切な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

（運営方針）

第２条　地域住民が要支援状態や要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減をはかる。

②　利用者の人格を尊重、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

③　地域福祉の向上のため、市町村、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関と密接に連携する。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称、所在地及び事業の実施地域は次とする。

１　名称　　豊殿の家

２　所在地　　長野県上田市芳田１１９２番地１

３　実施地域　上田市（神科・神川・真田）地区とする。

（職種・員数・職務）

第４条　従業者の種類、員数及び職務内容は次とする。

管理者、従事者（介護者、機能訓練指導員）を配置する。

１　管理者

（１）常勤の管理者を１名おく。

（２）管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、本規程を順守させるための必要な指揮命令を行う。

２　従事者

（１）２名以上（常勤職員１名以上）

（２）従事者は、通所型サービスの業務にあたる。

（営業日・営業時間）

第５条　営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、本会が特別に定めた場合はこの限りではない。

１　営業日は月曜日～金曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。

２　サービス提供時間は、１３時００分から１５時３０分とする。

（利用定員）
第６条　事業所の利用定員は、１日１単位　１５名とする。

（サービス内容）
第７条　この施設は、生活指導、運動器の向上、養護、健康チェック、送迎、レクリエーション等のサービスを行う。

（利用料等）
第８条　事業を提供した場合の利用料の額は、「上田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理人受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
②　おむつ代は実費を徴収する。
③　前各号に掲げるほか、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費を徴収する。
④　前項の費用額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、文書により利用者の同意を得る。

（緊急時の対応）
第９条　事業にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行うとともに当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

（安全管理）
第 10 条　従事者は、事業を提供している間、利用者に危険が生じないよう、安全に通所型サービスを提供するように努めるとともに、その管理体制を整備しなければならない。

（非常災害対策）
第 11 条　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に非難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

（利用者の同意）
第 12 条　事業の開始に際して、あらかじめ利用者またはその家族に対し、運営規程の概要及び従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得る。

（サービスの終了・解除）

第 13 条　通事業の終了・解除に際しては、利用者、その家族、関係者が、事業者や職員、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

〔本項目に該当する具体例〕

セクシャルハラスメント行為、暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他の利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合

（秘密保持等）

第 14 条　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

②　サービス担当者会議等において、利用者、その家族の情報を用いる場合は、あらかじめ同意を文書により得る。

③　従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、利用者、その家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第 15 条　利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応する。また、利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導、助言がある場合は必要な改善を行う。

（損害賠償）

第 16 条　事業者は、サービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者に故意または重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとします。

（記録の保存）

第 17 条　施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（虐待防止に向けた体制等）

第 18 条　事業所は、虐待発生の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2)　虐待の防止のための指針を整備する。

(3)　職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回）に実施する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告する。

（規程の改廃）

第 18 条　本規程の改廃は事業所の管理者が決定する。

附則

この規程は、令和６年１月１日より実施する。